

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年12月10日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲122	大飯3号炉及び4号炉重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な手順書・体制・教育の整備について 補足説明資料(表紙、目次、2-168頁～2-171頁)	写 平成26年2月	関西電力	関西電力が、工場外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等として、「放水砲による放水により放射性物質の拡散の抑制を図る場合に、海洋への汚染水の拡散の抑制を図るため、取水口および放水口にシルトフェンスを設置する手順をSA所達に整備している。」としている事実。	甲101と同じ文書の別の部分。
甲123	東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針	写 平成25年9月3日	内閣府 原子力災害対策本部	被告国の機関である内閣府の原子力災害対策本部において福島第一原発の汚染水問題に関して基本方針を定めたこと、及びその内容。別紙として、「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」の設置が定められている。	
甲124	「汚染水のタンクによる貯水ならびに多核種除去設備の状況」	写 2013年4月26日	東京電力株式会社	東京電力株式会社が経済産業省の汚染水処理対策委員会第1回会議(2013年4月26日)において提出した資料の7頁部分。溶融燃料(デブリ)の冷却のために原子炉压力容器内に注入する1日に約400立米の冷却水が、汚染水となり、外から流入する1日400立米の地下水と混合して1日約800立米の汚染水となっている事実が明らかにされている。	
甲125	「汚染水処理の現状と今後の対応について」(表紙、1頁)	写 2013年4月26日	原子力規制庁	原子力規制庁が経済産業省の汚染水処理対策委員会第1回会議(2013年4月26日)において提出した資料の1頁部分。溶融燃料(デブリ)の冷却のために原子炉压力容器内に注入する1日に360立米の冷却水が、汚染水となり、外から流入する1日400立米の地下水と混合して1日約760立米の汚染水となっている事実を認めている。	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲126	産経新聞記事 「格納容器(株) で汚染水漏洩 事 故後初、1号機で 2カ所」	写 2013年11 月23日	産経新聞 社	福島第一原発の汚染水問題にお いて、格納容器内から格納容器 外に汚染水が流出するルートが 実際に存在することが報道されて いる事実。
甲127	東京電力報道配布 資料 2014年ア ーカイブ 5月30日 「福島第一原子力 発電所1号機S/C (圧力抑制室) 上 部調査結果につい て(西・南側外周)」	写 2014年5 月30日	東京電力 株式会社	同上。
甲128	東京新聞 「格納 容器の配管漏水 福島第一3号機で 初確認」	写 2014年5 月16日	株式会社 中日新聞 社	同上。
甲129	PWRの原子炉格 納容器 図5 原 子炉格納容器ス プレイ設備系統図	写	A T O M I C A	PWRにおいて、格納容器下部 の再循環サンプからのパイプ は、格納容器を貫通して外部に 出ていること。この管が地震で 破損するおそれがあること。
甲130	資料1「玄海原子 力発電所3,4号 機の新規制基準へ の適合性につい て」(表紙、18 頁)	写 2013年7 月23日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が重大事故に よる放射能拡散として想定して いるのが、格納容器上部からの 気体状放射能の漏えいに限られ ていること。